行政事業診断の概要

基本的考え方

事業の必要性、実施主体の在り方及び実施方法の妥当性等について、個々の事業の目的、内容、事業 費、効果などの本質的な部分に着目して議論し、評価を行います。

事業選定方法

①予算100万円以上 で5年以上継続してい る主要事業 ②その他必要が認め られる事業 から候補事業を抽出 します。

評価者の事前評価、協 議により、右に掲げる 視点から、見直しの必 要性があると判断した 事業を対象とします。

- ★市民ニーズを今一度確かめる必要があると考えられる事業
- ★時代の変化に伴い、事業による効果が薄い、又は限定的となっていると考えられる事業
- ★民間においても実施されているなど、市が実施する(負担する)必要性に疑問がある事業
- ★公平性の観点から受益者負担等を見直す(導入する)必要があると考えられる事業
- ★事業規模の縮小等を検討する必要があると考えられる事業
- ★類似の施策や事務事業が複数実施されており、統廃合の必要があると考えられる事業
- ★事業の実施手法や実施主体について見直しの必要があると考えられる事業

事業診断イメージ

現在の事業

必要 性に 疑問 (1)

事業自体は 必要

民間 等が 実施

市が実施

改善点あり (3) 現行どおり **(4**)

①全見直し

②実施主体の 見直し(民間 実施等)

③事業の一部 見直し

4 現状維持

そもそも必要か

市が実施すべき事業か

改善点はないか

◆「全見直し」のポイント!

- ・趣旨や目的に妥当性がない
- ・目的の達成手段として不適当
- ・効果がない(薄い)、効果が限定的
- 事業開始時の目的を概ね達成、実施意 義が低下
- ・公平性などの観点から受益者負担又は 自助努力が妥当 など

◆「実施主体の見直し」のポイント!

- 行政の役割終了
- ・民間でも十分に実施可能で、市が実施 する必要性に欠ける
- 民間と競合又は民業を圧迫している
- ・民間で実施する方がより効率的・効果的 など

◆「事業の一部見直し」のポイント!

- ・市民ニーズの再確認が必要
- ・事業内容の抜本的見直しが必要
- 事業規模の縮小 事業規模の拡大
- ・他の事業との統合又は調整が必要
- 期限の設定(終期の設定、段階的廃止) が必要
- ・目標値の設定 など

行政事業診断の流れ

事前の作業

対象事業の選定

事業抽出基準に基づき、評価者による事前協議を経て対象事業を 選定する。行政監理室は事業担当課に通知する

事業検討シート作成

事業担当課は、事業の実施状況や成果、方向性等を検討した上で 「事業検討シート」を作成し、行政監理室に提出する

ヒアリング

行政監理室は、提出された「事業検討シート」に基づき、事業担当 課にヒアリングを行う

事前レクチャー

行政監理室は、評価者及びコーディネーターに対し、事前レクチャ 一を行う

当日の流れ

事業概要説明

事業担当課が、「事業検討シート」に基づき、事業概要を説明する

質疑-議論

評価者及び事業担当課は、事業について質疑・議論を行う

評価

評価者は議論を踏まえ「評価チェックシート」に評価区分や評価理 由、意見等を記入。記入後、評価等を発表する

結果発表

コーディネーターが、結果を発表する

診断後の作業

結果通知

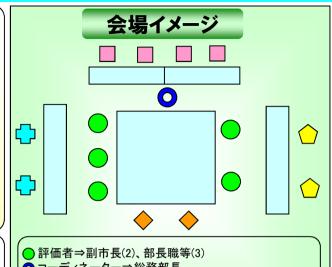
行政監理室は、評価結果等を事業担当課に文書で通知する

取組方針作成

事業担当課は、評価結果を検証するとともに、市民ニーズ、市民へ の影響、改善の可能性等を精査し、今後の取組方針を作成する

ホームページ公表

行政監理室は、事業担当課が作成した取組方針を集約し、ホーム ページで公表する



- ○コーディネーター⇒総務部長
- ◆ 説明者⇒事業担当課
- ↑オブザーバー⇒行政改革推進審議会代表
- 事務局⇒行政監理室、財政課
- → 傍聴者(希望職員)

・・・その後の取組・・

- ◆各事業についての取組方針は、大きく、 「事業の廃止」、「事業の再構築」、「事業の 一部見直し」、「現行どおり実施」、「事業の拡 充山に分類されます。
- ◆事業担当課は、その後、作成した取組方 針に基づき、事業の見直し等を行います。
- ◆見直し等に当たっては、事業の問題点、市 民のニーズ、市民に与える影響等を改めて 十分に精査するとともに、関係団体と協議を しながら取り組みます。
- ◆事業費の増減に繋がる見直しの場合は、 翌年度以降の予算に反映させていきます。
- ◆「現行どおり実施」とした事業についても、 今一度、事業の在り方を検証します。